

第5回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第64号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第65号 いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 3 議案第66号 いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の制定について
- 第 4 議案第67号 字の区域の変更について
- 第 5 議案第68号 農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第69号 農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第70号 都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第71号 都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第72号 都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について
- 第10 議案第73号 都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について
- 第11 議案第74号 都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について
- 第12 議案第75号 市来体育館等の指定管理者の指定について
- 第13 議案第76号 多目的グラウンド等の指定管理者の指定について
- 第14 予算議案第6号 令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）
- 第15 予算議案第7号 令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）
- 第16 議案第77号 いちき串木野市副市長の選任について
- 第17 閉会中の継続審査について
- 第18 閉会中の継続調査について
- 第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第4号（12月23日）（木曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課	長	出水喜三彦君					
教	育	長	相良一洋君	市来支所	長	橋口昭彦君				
総	務	課	長	山崎達治君	教育総務課	長	瀬川大君			
企	画	政	策	課	長	北山修君	消	防	長	平石剛君

令和3年12月23日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告します。

去る12月17日までに受理した要望書等は、お手元に配付した要望書等配布文書表のとおりです。

次に、監査委員から提出のあった監査報告第10号並びに10月分の例月出納検査の結果について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第14

議案第64号～予算議案第6号一括上程

○議長（濱田 尚君） それでは、日程第1、議案第64号から日程第14、予算議案第6号までを一括して議題とします。

初めに総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長福田清宏君登壇]

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案1件及び陳情2件の計5件であります。

去る12月13日に委員会を開催し、陳情2件を除き、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第64号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布を踏まえ、出産育児一時金の額について改定しようとするものであります。

説明によりますと、現在は出産育児一時金の40万4,000円に、保険契約の産科医療補償制度掛金1万6,000円を基準として加算し、合計42万円を支給している。

今回、出産育児一時金の加算額の基準となる産科医療補償制度掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたが、国の少子化対策として、出産育児一時金等の支給総額を現行の42万円に維持するため、健康保険法施行令の出産育児一時金が40万8,000円に引き上げ改正されたことに伴い、本市の条例で定める出産育児一時金の額を40万8,000円に引き上げるとのことであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

本案は、本市が新たに過疎地域に指定されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回、法律の改正により人口要件が緩和されたため、令和3年4月1日に新たに本市が過疎地域に指定された。このことにより、今後の支援措置として、過疎地域の持続的発展のための地方債の発行と地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が受けられる。今回のこの計画は人口減少が著しい本市において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに国土の形成に寄与するという法の目的に沿って策定されており、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とのことであります。

審査の中で、計画の事業内容について質したところ、過疎対策事業債の活用条件となるため、計画書には総合戦略や総合計画に盛り込まれた事業を幅広く掲載した。具体的な事業実施については、実効性や地方債の枠の状況などを見極めながら判断するとの答弁であります。

また、委員の中から、過疎対策事業債については、実質3割が市の負担となるので、財政状況を勘案しながら取り組んでほしいとの意見が述べられたので

あります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,347万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億5,636万7,000円とするほか、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入について申し上げます。

14款国庫支出金8,866万2,000円のうち、2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,983万4,000円の追加は、単独事業のうち事業者支援分として、中小企業・小規模事業者緊急支援事業の実施によるものであります。また、単独事業の通常分において、決算見込みを踏まえ、事業間で財源を組み替えるものであります。

18款繰入金2項4目ふるさと寄附金基金繰入金4,400万円の減額は、中小企業・小規模事業者緊急支援事業の実施に伴う3,500万円の追加と、麓土地地区画整理事業への過疎対策事業債の充実に伴う7,900万円の減額によるものであります。

21款市債9,240万円の追加は、過疎地域持続的発展計画に基づく過疎対策事業債を新たに活用するもので、道路改良特別事業及び麓土地地区画整理事業に充当するものであります。

なお、今回の補正により、令和3年度末の市債残高は198億3,855万4,000円となり、そのうち59.3%の117億6,970万8,000円が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、各款にわたり給与費等を6,782万5,000円減額しております。

説明によりますと、今回の補正は一般職員の育児休業、病気休暇、退職などに係る減額のほか、職員共済組合負担金の負担率引下げに伴う減額、また、9月25日からの副市長不在に伴う減額であるとのことであります。

2款総務費1項1目一般管理費の一般管理費（会

計年度任用職員報酬等）854万9,000円の追加は、先の説明にありました育児休業や退職などに係る職員代替の会計年度任用職員5名の追加配置に伴う報酬等であります。

同じく10目共生協働推進費の公民館安全灯施設補助金78万円の追加は、自治公民館等が設置する安全灯（LED灯）の費用に対する補助であります。

説明によりますと、LED灯の設置に対して3分の2を補助しており、当初は125件分を計上していたが、年間で182件の設置が見込まれることから、今回、57件分を追加したとのことであります。

同じく10目の自治公民館建設整備事業補助金77万9,000円の追加は、河内公民館及び木場公民館が行う外壁屋根等の補修と天神町公民館が行うトイレ改修に対し、それぞれ3分の1を補助するものであります。

同じく2項3目徴収費の県市相互併任徴収事務費92万4,000円の計上は、令和4年度に県と連携して、重点的に個人住民税等の滞納整理に当たるための県市相互併任徴収事務に係るシステム設定等を行う準備費用の計上であります。

審査の中で、県とタイアップする効果について質したところ、県と一緒に取り組むことによる滞納者の意識改革が一番の目的と考える。市としても、知識や経験を習得して徴収交渉技術が向上することで、今後の滞納縮減や収納率向上を図りたいとの答弁であります。

3款民生費1項2目障害者等福祉費の障害者総合支援法介護給付等事業1億1,198万2,000円は、決算見込みにより介護給付費及び訓練等給付費をそれぞれ追加するものであります。

同じく2項2目児童運営費の児童手当システム改修事業283万8,000円の計上は、児童手当制度の改正に伴うシステム改修経費であります。

説明によりますと、今回の改正により、現在、一律に提出が義務づけられている現況届が、令和4年度分から住民基本台帳などの公簿等で確認できる場合は提出不要となる。また、児童手当の所得制限を超えた方に支給される特例給付について、令和4年6月分の児童手当から所得制限が設けられるとのこ

とであります。

次に、第2条債務負担行為の補正は、今回の議案として提案されている農村交流施設（ふれんどパーク羽島）など9件の指定管理について、令和4年度から令和6年度までの3年間の期間とその限度額を設定するものであります。

次に、第3条地方債の補正は、今回の補正予算に伴い、新たに過疎対策事業債の限度額を設定するものであります。

本案中、委員会付託分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入りますが、予算議案第6号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第64号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号いちき串木野市過疎地域持続的発展計画の策定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） おはようございます。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案11件、予算議案1件の計12件であります。

去る12月14日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第66号いちき串木野市過疎地域産業開発促進条例の制定についてであります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により策定するいちき串木野市過疎地域持続的発展計画に基づき、産業振興促進区域内における固定資産税の課税免除の措置について、必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、この条例の対象地域は市内全域で、対象業種は製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の4業種であり、固定資産税の免除期間は3年間である。資本金の額により対象設備と取得価額の要件が変わってくる。また、施行期日は公布の日とし、令和3年4月1日から適用するとのことであります。

審査の中で、課税免除の周知やPRをどのように考えているのかと質したところ、ホームページ等で広報しながら、市外の企業にもアピールして立地につなげていきたいとの答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号字の区域の変更についてであります。

本案は、川南地区の経営体育成基盤整備事業の完了に伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、今回の字の区域の変更により川南地区の字名鳥居松から敷田へ、約2ヘクタールが変更になるとのことです。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号から議案第76号までの指定管理者の指定にかかる9議案については、いずれも最低賃金の引上げにより人件費が増となっており、その他の費目は実績等により算定。また、指定の期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とするものであります。

まず、議案第68号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）及び議案第69号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

2議案の農村交流施設の指定管理者を、引き続き、れいめい羽島協議会に指定しようとするものであります。

委員の中から、経費節減の観点から直営から指定管理になったが、市民サービスの低下にならないように、指定管理者となった団体に配慮しながら対応してもらいたいとの意見が述べられたのであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号都市公園等（北部地区）及び議案第71号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

2議案の都市公園等の指定管理者を、引き続き、株式会社石原建設に指定しようとするものであります。

審査の中で、公園内の除草やトイレ清掃の回数は適正かと質したところ、業務の頻度は決められているが、状況に応じて増やしたり、回数を調整して対応しているとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号都市公園（塩田第2公園）、議案第73号都市公園（新田公園）及び議案第74号都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

3議案の都市公園の指定管理者を、引き続き、塩田第2公園は中央地区まちづくり協議会に、新田公園は野平地区コミュニティ協議会に、串木野サンセ

ットパークはれいめい羽島協議会にそれぞれ指定しようとするものであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号市来体育館等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、指定管理者の更新に当たり、引き続き、株式会社日本水泳振興会を指定しようとするもので、指定管理を行わせる施設は、市来体育館、市来武道館、川北スポーツ公園及び秀栄ドームの4施設であります。

説明によりますと、今回の指定から市民プールを除いた影響により、基準額が138万5,000円少なくなるとのことです。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号多目的グラウンド等の指定管理者の指定についてであります。

本案は指定管理者の更新に当たり、引き続き、有限会社俣木造園を指定しようとするもので、指定管理を行わせる施設は多目的グラウンド、庭球場及び市来運動場の3施設であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

歳出の主なるものについて申し上げます。

7款商工費の商工振興費は、中小企業・小規模事業者緊急支援事業6,500万円の計上及び飲食店感染防止対策支援事業700万円の計上であります。

説明によりますと、中小企業・小規模事業者緊急支援事業は新型コロナウイルス感染症により売上げが減少し、事業継続が困難になっている中小企業や小規模事業者に対し、事業全般に使える支援金を最大10万円支給する。給付対象者は令和3年4月から12月のいずれかの売上高が前年同月または前々年同月と比べ5%以上減少している全業種のうち、中小企業者は市内に本社、本店などの主たる事業所を置いていること。また、個人事業者は市内に住所を置いていること。給付内容は売上げ減少率5%から20%未満が1件当たり5万円、20%以上が1件当たり10万円を支給するとのことです。

同じく商工費のスポーツ振興費は、総合体育館アリーナ照明等改修事業273万3,000円の計上でありませぬ。

説明によりますと、令和5年度に特別国民体育大会及び特別全国障害者スポーツ大会が開催されるに当たり、総合体育館の競技環境の整備として、アリーナの照明のLED化及び床面改修を行うための実施計画委託料を計上したとのことであります。

10款教育費は小学校費で、要保護及び準要保護児童就学援助費221万2,000円の追加、及び中学校費で、要保護及び準要保護生徒就学援助費399万3,000円の追加であります。

本案は付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査結果の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第66号いちき申木野市過疎地域産業開発促進条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号字の区域の変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第68号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第69号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第70号都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第71号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第72号都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第73号都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第74号都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第75号市来体育館等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第76号多目的グラウンド等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第6号について、討論・採決に入ります。

予算議案第6号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 予算議案第7号上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第15、予算議案第7号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算議案第7号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費及び補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する事業の実施に伴うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,445万6,000円を追加し、180億5,082万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、3款民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の計上であります。これに伴う歳入は、14款国庫支出金で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の計上であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これより質疑に入ります。

予算議案第7号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている予算議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、予算議案第7号については、委員会

への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

予算議案第7号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第8号）について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第77号上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第16、議案第77号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 議案第77号いちき串木野市副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年1月1日付で本市の副市長に現在、財政課長兼経営改革課長の出水喜三彦氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

出水喜三彦氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、平成8年4月、串木野市職員として採用されて以来、25年にわたり本市職員として在職いたしております。

平成27年4月に政策課長補佐、平成31年4月に財政課長、本年4月から財政課長兼経営改革課長の要職を歴任し、現在に至っております。

これまで豊かな行政経験を重ね、人格、識見ともに優れ、副市長として適任と認め、選任しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、同意していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これより質疑に入ります。

議案第77号いちき串木野市副市長の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

議案第77号いちき串木野市副市長の選任について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（濱田 尚君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載してください。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 西田 憲智 議員

2番 田畑 和彦 議員

3番 高木 章次 議員

4番 江口 祥子 議員

5番 吉留 良三 議員

6番 松崎 幹夫 議員

7番 田中 和矢 議員

8番 中村 敏彦 議員

9番 大六野 一美 議員

10番 東 育代 議員

11番 中里 純人 議員

12番 竹之内 勉 議員

13番 下迫田 良信 議員

14番 原口 政敏 議員

15番 福田 清宏 議員

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉留良三議員、松崎幹夫議員を指名します。両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（濱田 尚君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち賛成14票、反対1票です。

以上のおおりの賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第17 閉会中の継続審査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第17、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のおおりの、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のおおりの、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第18 閉会中の継続調査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第19 議員派遣について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（濱田 尚君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 御挨拶を申し上げます。

市長として初めての市議会定例会を終えることとなります。提案をいたしました全ての議案につきまして、議決をしていただき、誠にありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を踏まえながら、市民からの負託、市民の期待に応え

られるよう取り組んでまいります。

また、一般質問では2日間にわたり議論をいたしました。私は本会議場での一般質問は市政運営に関する政策論争の場だと思っております。個別事業の確認にとどまらず、これからの市政運営に関する基本的な方向性や重要事項について、お互いに具体的な意見、提言を交えながら、建設的な政策論争を行うことが期待されていると思っております。

また、議会と当局はお互いを映す鏡だとも言われております。本会議場での一般質問が市民からの高い評価の下に、市民の負託に応える市政運営につながるよう誠実に取り組んでまいりたいと考えております。

これから寒さが厳しくなり、慌ただしい年末年始を迎えることとなります。くれぐれも健康管理に十分御留意の下に越年をされ、新しい年が議員各位並びに市民皆様にとってすばらしい年になりますよう御祈念申し上げ、私の挨拶といたします。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和3年第5回いちき申木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第3号 小原台地高台付近における新たな避難場所の整備に関する陳情
陳情第4号 「川内原発20年運転期間延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和3年12月23日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|-----|----------------------------|
| 事 件 | 1. 人口減少対策について |
| | 2. 企業誘致について |
| | 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について |
| | 4. 行財政改革について |
| | 5. 生活環境について |
| | 6. 住民福祉について |
| | 7. 健康増進について |

令和3年12月23日

総務厚生委員会
委員長 福田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和3年12月23日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 鹿児島県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市川商ホール
- (3) 派遣期間 令和4年1月18日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和4年1月20日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員